

**平成19年度**  
**松本広域連合消防職員採用資格試験案内**  
**(初級試験)**

**松本広域連合**

この試験は、松本広域連合の消防職員採用候補者を決定するために行うものです。

<b>受付期間</b>	<b>平成19年8月17日(金)～8月23日(木)</b>
<b>第1次試験日</b>	<b>平成19年9月16日(日)</b>
<b>第2次試験日</b>	<b>平成19年10月22日(月)</b>

**1 試験の種類、試験区分、採用予定人員、受験資格**

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
初級	消防	若干名	昭和59年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人 ただし、4年生大学卒業生及び卒業予定者は受験できません。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
  - ア 成年被後見人及び被保佐人
  - イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 松本広域連合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**2 試験日時・試験会場**

試験	日時	試験会場
第1次試験	<b>9月16日(日)</b> 受付時間 午前8時30分～8時50分	松本市渚1丁目7番12号 <b>松本広域消防局</b>
第2次試験	<b>10月22日(月)</b>	第1次試験合格者発表の際にお知らせします。

### 3 受験手続

- (1) 受験申込先  
松本市大手3丁目8番13号 松本広域連合 事務局（松本市役所大手事務所6階）
- (2) 受付期間  
平成19年8月17日（金）から8月23日（木）まで  
※ 土曜日及び日曜日も受け付けを行います。
- (3) 受付時間  
午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。
- (4) 試験申込書は、必ず受験者本人が持参してください。その際に、書類等の確認を行います。郵送は受け付けません。  
なお、本人が病気等で入院中、海外留学中など特別の理由がある場合は考慮しますのであらかじめ申し出てください。
- (5) 受験申込みの際必要なもの  
ア 試験申込書  
イ 受験票  
※ カラー写真2枚（上半身、脱帽、正面向きで、縦4cm、横3.5cm、3ヵ月以内に撮影したもの）をそれぞれ「試験申込書」及び「受験票」に貼ってください。

### 4 試験の方法

試験区分		試験の種目	出題分野
第1次試験	初 級	教養試験（130分） （A）40題 択一式 （B）10題 記述式	（A）社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 （B）地域社会・現代社会等に関する一般知識
第2次試験	第1次試験合格者	消防適性検査A 100題（20分） 消防適性検査B 90題（15分）	消防職員としての適応性
		集団面接試験	人物、性向等について集団面談による試験
		体力検査	職務遂行上に必要な体力検査（柔軟性・瞬発力・敏しょう性・持久力・筋力等）
第3次試験	第2次試験合格者	個人面接試験	人物、性向等について個別面談による試験
		作文試験	表現力についての筆記試験
		健康診断	職務を遂行するうえに必要な健康度等についての診断（赤色、青色及び黄色の色彩の識別など）
		資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等についての調査

## 5 合格発表

- (1) 第1次試験の結果発表は、9月下旬頃を予定しています。
- (2) 第2次試験の結果発表は、11月上旬頃を予定しています。
- (3) 第3次試験の結果発表は、12月上旬頃を予定しています。
- (4) 受験者全員に合否の結果を通知するほか、松本市役所大手事務所正面入口の松本広域連合掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、ホームページにも試験結果を掲載する予定です。

## 6 採用

- (1) 最終合格者は、松本広域連合消防職員採用候補者名簿に登載し、平成20年4月1日以降欠員等に応じて順次採用する予定です。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成21年3月31日までです。
- (3) 採用時には、松本広域連合管内に居住していること（住所があること）を条件とします。  
なお、自動車運転免許を有していることが望ましいです。
- (4) 採用されると、松本広域連合管内の各消防署所に配属される予定です。その後、長野県消防学校（全寮制）に入校し、消防職員として必要な初任教育を受けることになります。

## 7 給与

- (1) 初任給（月額）は、初級試験採用者138,400円です。  
なお、採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。
- (2) 前歴のある人は、一定の基準により加算されることがあります。
- (3) その他各人の支給条件により各種手当が支給されます。

## 8 その他

- (1) 次のような分野に秀でた方の受験を歓迎します。  
ア 救急救命士の資格を有している又は資格を取得できる見込みの方  
イ 外国語（特に英語）に堪能な方  
ウ 消防業務に関係する国家資格等を有している方
- (2) 申込みの際に提出された書類については、一切お返しいたしませんので御了承ください。
- (3) 申込書記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

## 9 試験に関するお問い合わせ

**松本広域連合 事務局総務課**

〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号  
松本市役所大手事務所6階

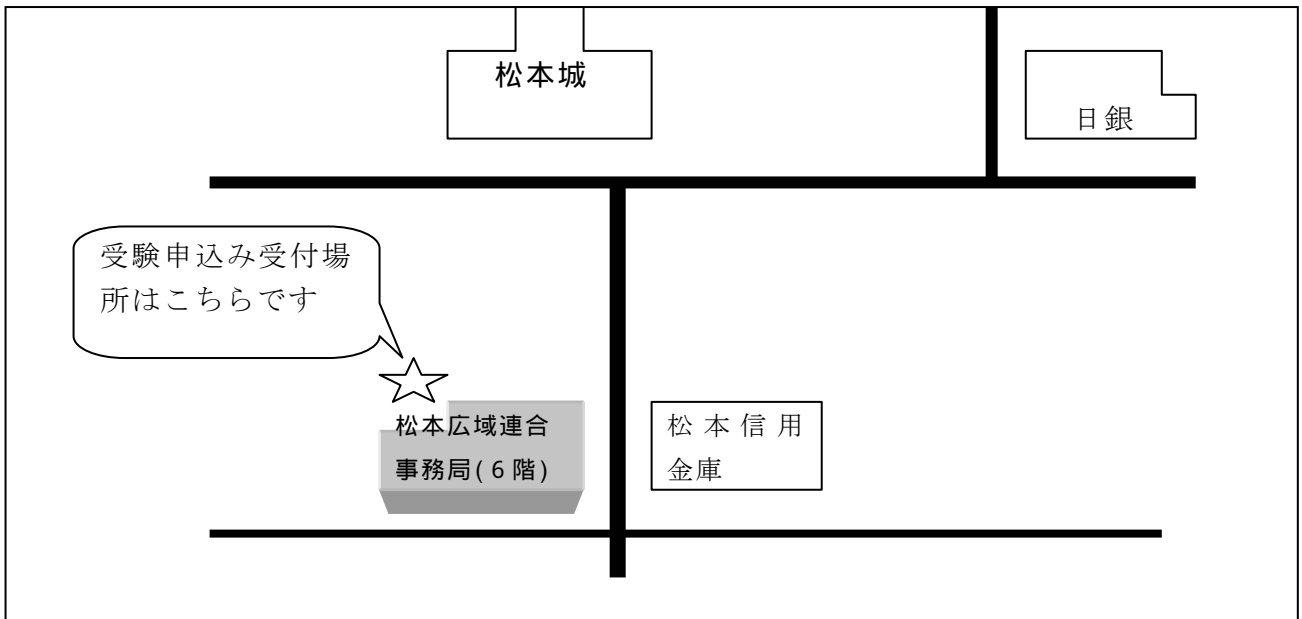
TEL 0263-34-3250

FAX 0263-36-2591

URL <http://www.m-kouiki.or.jp>

# 受験申込先（場所）案内図

松本広域連合事務局



# 第1次試験会場案内図

